

懲戒ではなく虐待である：児童相談所職員による 保護者の不適切な懲戒に対する支援の意味に関する研究

宇野耕司

Not Parental Discipline, but a Child Abuse: A Study of some Implications of Support for Parental Inappropriately Discipline by the Supporters at a Child Consultation Center

Koji Uno

Abstract: To explore the implications of support given to parents who were prone to applying inappropriate discipline techniques to their children, we conducted the semi-structured interviews with one child welfare officer and two child psychology officers at a child consultation center. The qualitative data was analyzed using the steps for coding and theorization (SCAT). The result indicated that implications could help the officers at the child consultation center understand appropriate and effective intervention techniques for inappropriate parental disciplinary behaviors. For example, the approach implications included “social support for parental disciplinary behaviors,” “socialization support for the parents to become an advocator,” and “setting a supportive environment for correcting parental disciplinary behavior.” Additionally, the implications suggested by the responses obtained from each study participant also included “guidance on preventing the recurrence of abusive disciplinary behaviors,” “psychological support focused on the parents who had abusive disciplined personal history,” “socialization support for the parents to become caregivers who advocate the rights of their children,” and “providing highly professional and tailor-made support.” Further research and practice regarding parent discipline are required to expand upon these findings and implications.

Keywords: parental discipline, child abuse, child consultation center, support for caregivers and parents, steps for coding and theorization (SCAT)

要約：本研究は、不適切な懲戒をする傾向のある保護者に対する支援の意味を明らかにするために、児童相談所の児童福祉司1名と児童心理司2名にインタビュー調査を行った。得られた質的データは、SCAT (Step for coding and theorization) を用いて分析した。その結果、保護者の不適切な懲戒行動に対する適切で効果的な介入技術について、児童相談所の支援者が理解するのを助ける示唆が得られた。例えば、「懲戒行動に対する社会的家庭支援」、「権利擁護者としての社会化支援」、「懲戒行動改善支援環境の構築」などである。さらに、各参加者から得られた回答から、暴力の再発防止指導だけでなく、被懲戒の個人史に焦点化した心理的支援を行うこと、子どもの権利を保障する養育者となるように社会化支援を行うこと、専門性の高いテーラーメイドな支援を提供することであることが示唆された。

これらの知見と示唆をさらに発展させるため、保護者の懲戒に関するさらなる研究と実践が必要である。

キーワード：保護者の懲戒、児童虐待、児童相談所、保護者支援、SCATによる分析

I. 問題

1. 児童虐待に対する支援の必要性

虐待が法的に禁止されていても、自分の行った行為は虐待ではなく、しつけであると主張する保護者がいる。いわゆる虐待を認めない保護者（千賀、2016）¹⁾である。虐待を認めない保護者の言い分の背景には、体罰が虐待なのかどうかを法律で明示してこなかったことがある。しかし、子ども虐待に対する法律があることで虐待の抑止効果を持つとされる（Kahane, 2006、藤原・水木監訳 2011 p.74）²⁾。例えば、スウェーデンでは、法律によって体罰を禁止したことでしつけにおける体罰の使用を減らし、体罰に対する肯定的態度を示す人を減らせることが明らかにされた（Modig、2009）³⁾。日本においても、児童虐待の防止等に関する法律が改正され、家庭における子どもへの体罰禁止が明文化された（厚生労働省、2019）⁴⁾。

法的に規制する一方で、支援の強化が求められる。しつけにおいて体罰などの方法を用いている保護者は、どのように子育てをすればよいのか戸惑ってしまうだろう。また、禁止だけでは、家庭における体罰等がますます潜在化することも危惧される。児童虐待の予防には、発生予防、早期発見と介入、治療的支援の3段階が考えられ（増沢、2021 p.12）⁵⁾、現に体罰等を用いている保護者には早期介入し、治療的支援が必要となる。児童相談所は児童虐待の支援を担う機関であり、主に重度の虐待があるなど要保護児童とその保護者への治療的支援を担っていると考えられる。このように家庭における体罰が禁止された日本では、児童相談所の役割がますます重要となっていると考えられ、児童相談所における体罰等の不適切に懲戒する保護者への支援とは何か、どのような支援が行われているのかについて明らかにする必要がある。

2. 保護者の被懲戒の歴史

虐待相談における心理支援は、虐待の状態にある養育の場を改善するよう働きかけること、子どもの傷つきを癒し成長する力や主体性を回復させること、権利擁護すること、と言われている（高橋、2021 p.87）⁶⁾。心理支援を行えるケースは、体罰等の行為が子どもに悪影響を及ぼすことを保護者が理解し、それに代わる養育方法を身につけたいと考える場合にほぼ限られ、保護者自身の育ちを振り返ることを通して支配関係への依存に気づき、新たな関係維持の行動と認知の習得をめざすものと考えられている（高橋、2021） p.87）⁷⁾。このように、保護者自身の生育史に着目し、その保護者の語る被懲戒の歴史とその意味について理解を深める必要がある。

3. 体罰を容認する社会文化的規範

保護者の被懲戒の歴史の背景には体罰を容認する社会文化的規範がある。例えば、世界保健機構の子どものマルトリートメントの予防に関する指針では、児童虐待の法的アプローチだけでは、「子どもの地位、暴力的懲罰に対する受け止めとその結果や、性別による役割、家族

のプライバシーに関する規範等が変化しない限り、本質的影響力はない」と考えられている (Kahane, 2006 藤原・水木監訳 2011 p.75)⁸⁾。また、暴力を容認するコミュニティ要因や対人的暴力を促進、賞賛する社会、文化規範があることや親子関係において、子どもの立場を弱める社会文化的規範があるなどの社会要因は児童虐待のリスク要因の一つと考えられている (Kahane, 2006 藤原・水木監訳 2011 pp.37-38)⁹⁾。例えば、「子どもは親のいうことを素直に聞くべき」といった規範が強いと、「子どもには意見表明権がある」という子どもの権利を尊重するという規範が入り込む隙間があまりないのではないかと考えられる。前者のような規範が強くと他の考え方が入り込む余地がないと、親と子どもとの間に支配関係を作りだす可能性がある。また、体罰を容認する社会、コミュニティ、あるいは家族の中で育ってきた保護者の中には「自分は虐待されて育っていない」との認識が強く、また、自分が子どもに行う行為は虐待ではなくしつけであり「愛の鞭」であるとの認識を持つ者がいる。自分の受けた体罰は愛の鞭であり、それがあったからこそ自分は社会で成功している (あるいは、適応できている) などの認識を持つ保護者がいる。たしかに、その保護者個人にとっての意味づけには正当性があるだろう。しかし、だからといって子どもに体罰を与えてはならず、子ども自身が体罰を愛の鞭であると意味づけていいとはならない。

このような社会文化的規範があることを認めただうえで保護者への心理支援やソーシャルワークを行う必要があるだろう。

4. 解釈的不正義としての懲戒行動

懲戒の意味を探索した研究によると、懲戒行動には子どもへの体罰が含まれている (宇野、2020)¹⁰⁾。たしかに、児童虐待防止法の改正でしつけにおける体罰は禁止された。この改正によって、懲戒方法として体罰は使用してはならないことになった。しかし、法の改正による規制は、懲戒とは何かについてその本質に迫った解決ではない。保護者の懲戒とは何かについて問題視したり、説明したり、意見交換する機会があまりないまま、懲戒の一形態とされる体罰が禁止された。懲戒行動の背景には体罰を容認する社会文化的規範がある。例えば、虐待ではなくしつけであり、愛の鞭であるとの理由づけである。またこのような理由づけを容認する意識もある (セーブ・ザ・チルドレンジャパン、2021)¹¹⁾。つまり、法律で禁止されていても、体罰容認の社会文化的規範は残存している可能性がある。だからこそ、保護者による懲戒にどのような意味があるのかについて明らかにする必要がある。この点について参考となる概念が、「認識的不正義」である (Fricker、2007)¹²⁾。認識的不正義には、証言的不正義と解釈的不正義がある。本研究では解釈的不正義に着目する。解釈的不正義とは、「他者の個別の声や経験を社会的に意味づけ、理解可能なものと解釈する場面で生じる」もので、「集団の解釈的資源における構造的なアイデンティティの偏見が原因で、ある人の社会的経験についての重要な側面が集団の中で理解されないという不正義」である (佐藤、2019)¹³⁾。具体的には、しつけの方法として体罰を行う保護者の社会的経験について、当の保護者自身が「自分たちの個別の声や経験について、適切な概念や表現方法が不足したり、欠如しているために社会的経験として意味づけることができない」のである (佐藤、2019)¹⁴⁾。また、個別の声を聞く側の人々

においてもその声の意味をるところを適切に理解し表現する方法がないといった解釈的資源に乏しい場合、個別の声を発した人々は自分の声や経験を社会の中で意味づけ、他者に伝えるという認識実践から追いやられ、解釈的に周辺化される(佐藤、2019)¹⁵⁾。例えば、体罰等を用いる保護者は、自分が体罰を使用するという個別の経験を社会的経験として意味づけ伝達する知識の主体者であるにもかかわらず、支援者に自分の経験する内容を適切な概念で表現できず、周辺化される。また支援者も保護者の声の意味を理解するための概念や方法がない場合、「法律によると、それはしつけではなく虐待です」という解釈可能な法的な知識によって、解釈的に周辺化してしまい、保護者の被懲戒の経験を正しく理解できてない可能性がある。つまり、認知的不正義は、社会のなかに体罰や暴力を問題視する語彙と意味の体系が欠落している様相を把握するための言葉である(中村、2020)¹⁶⁾。

では、そもそもしつけとしての体罰あるいは懲戒とは何か。宇野(2020)¹⁷⁾は、体罰を含む懲戒が子育ての社会文化的規範となっている可能性と、保護者の中には被懲戒の個人史がある者がいるということに着目し、懲戒とは何かについて認識し、懲戒に関する議論を進めていく必要性を指摘したうえで、児童相談所の支援者が認識する懲戒の意味を検討している。その結果、懲戒に関する多様な意味を抽出し、それらを「①懲戒に内包する苦痛性」、「②懲戒と虐待との判別困難性」、「③適切な懲戒と不適切な懲戒」、「④子どもの発達段階と懲戒」、「⑤懲戒の社会文化的規範化の可能性」、「⑥保護者の被懲戒の個人史」、「⑦懲戒の再概念化」という7つの意味でまとめている。児童相談所の支援から得られた懲戒に関する記述は、それ自体が示唆的なものと考えられる。一方、このような多様な意味のある懲戒についてどのような支援が行われているのかを明らかにする必要がある。特に、解釈的不正義の存在も考慮して、虐待という言葉から支援の意味に焦点化するのではなく、あえて懲戒という言葉から支援の意味を浮かび上がらせる必要があると考えられる。本研究では、児童相談所の支援者に「懲戒する親への支援」について質問することで、児童相談所の支援者が認識している懲戒する保護者への支援の意味について明らかにする。なお、懲戒行動は体罰以外にも、言葉による脅しや、食事を与えないなども含まれると考えられる。このことから、懲戒行動は体罰に限定するものではないと考える。

II. 目的と意義

1. 目的

児童相談所の支援者が認識する保護者の懲戒行動への支援にはどういう意味があるのかを明らかにする。

2. 意義

本研究の意義は、懲戒行動の意味とは別に懲戒行動の支援の意味を記述することによって、より詳細な懲戒行動の支援の意味に関する理論記述が得られることである。具体的には、虐待す

る保護者の不適切な懲戒行動に対する支援に関する記述的知見(支援者による支援とは何か、その支援にどういう意味があるか)を得ることによって、支援者の理解を助ける知見が得られる。

Ⅲ. 方法

1. 研究参加者

児童虐待の専門相談機関である児童相談所の支援者を研究参加者とした。研究参加者の募集は機縁法によった。A 児童相談所で虐待する養育者の支援をしている職員 3 名(児童福祉司・児童心理司)から研究参加の同意を得た。研究参加者に聴取した属性については表 1 に示した。児童相談所での勤務経験年数は配置転換があることや保護者の被懲戒の歴史に直面する機会を考慮して 3 年以上とした。経験年数は合算可能とし、過去に勤務経験のある者も含めた。研究参加者の児童相談所における勤務経験年数は 5 年以上であり、3 名とも臨床心理学を専門としていた。

表 1 研究参加者の基本情報

参加者	勤務 経験	前の赴任先	現在の立場	その他	インタビュー 時間
A 氏	12 年	不明(未聴取)	児童福祉司	児童福祉司として 12 年	59 分
B 氏	5 年	本庁、精神保健福祉センター	児童心理司	児童福祉司として 2 年 児童心理司として 3 年	69 分
C 氏	10 年	精神保健福祉センター、発達障害者支援センター	児童心理司	児童福祉司として 5 年 児童心理司として 5 年	79 分

2. データ取得

(1) 半構造化面接

児童相談所の支援者が認識する懲戒の意味を明らかにするために、質的データを半構造化面接によって取得した。半構造化面接によるインタビューは 1 名ずつ各 1 回行った。インタビューは、倫理的配慮を遵守しながら、インタビューガイドに基づき行った。

(2) 質問内容

研究参加者の属性に関する質問、懲戒の意味を探る質問、懲戒行動に対する支援の意味を探る質問を設定した。本研究の目的は懲戒行動に対する支援の意味の探索である。したがって、本研究の目的と関係のある懲戒行動に対する支援の意味を探る質問から得られたデータを分析した。なお、懲戒の意味を探る質問から得られたテキストとその分析結果は、宇野(2020)¹⁸⁾で報告された。

表 2 懲戒行動に対する支援の意味を探る質問

- ・ 虐待する親をどのように援助しますか？特に懲戒行動に着目した場合について教えてください
- ・ 虐待する親の懲戒行動の頻度（量）や内容（質）の違いによって、その後の援助過程が異なるようなことがありますか？それはどんなことですか？
- ・ 虐待する親への援助は、『在宅での援助』と『施設等への入所中の援助』があると思います。特に懲戒行動に着目した場合、援助方法に違いがありますか？
- ・ 虐待する親の懲戒行動に関する援助を行う上で困ったことがあればどんなことでもお聞かせください
- ・ 虐待する親の懲戒行動に関する援助を行う上で工夫したことがあればどんなことでもお聞かせください
- ・ 虐待する親のいきすぎた懲戒行動を援助するうえで参考としている方法はありますか？どんなことでも教えてください。

(3) 調査期間

2018年2月であった。

3. 分析方法

大谷（2019）¹⁹⁾の開発した質的データ分析法（Steps for Coding and Theorization: SCAT、以降SCATとする）を使用した。SCATは明示的で段階的な分析手続きを有している（大谷、2019、p.271）²⁰⁾。また、SCATは本研究のような小規模のデータに適用可能とされ、初学者にも着手しやすいとされている（大谷、2019、p.271）²¹⁾。

分析を行う前に逐語録を作成した。その際に、個人、機関および地域が特定されないよう配慮し、削除すべき情報は削除した。次にSCATの分析フォーム（大谷、2019、pp.278-280）²²⁾を用意し、セグメント化したテキストをテキスト欄に記入した。セグメント化はデータ分析中にも必要に応じて行った。テキストは繰り返し読んだ。その際にテキストに潜む内的現実、内的過程、内的構造を読み解くつもりで読み、かつテキストの背景の現実や、テキストの奥の隠れた意味を読み出すとよいとされている（大谷、2019、pp.281-282）²³⁾。そして、〈1〉テキストの中の注目すべき語句、〈2〉テキスト中の語句の言い換え、〈3〉左を説明するようなテキスト外概念、〈4〉テーマや構成概念、〈5〉疑問・課題という順番にコーディングを行った。続けて〈4〉に付与したコードをすべて使ってストーリー・ラインを書いた。さらに、ストーリー・ラインを断片化して理論記述を行った。ストーリー・ラインとは「データに記述されているできごとと潜在する意味や意義を、主に〈4〉に記述したテーマを紡ぎ合わせて書き表したもの」と定義されている（大谷、2019、p.308）²⁴⁾。ストーリー・ラインは理論を得るための中間的産物とされている（大谷、2019、p.311）²⁵⁾。理論記述は、テク

ストを脱文脈化し生成したテーマ・構成概念を使って書かれたストーリー・ラインを区切って短文にしたものである（大谷、2019、pp.308-327）²⁶⁾。理論とは普遍的かつ一般的に通用する原理のようなものではなく、このテキストの分析によって言えることである（大谷、2019、p.324）²⁷⁾。最後に〈5〉疑問・課題で書いたことを「さらに追及すべき点・課題」に書いた。

なお、大谷（2019）²⁸⁾は「複数の個別のインタビューの結果を無理に統合する必要はなく、その個別性に着目して相互の検討を行うべき」（p.368）と述べている。また、考察では、理論記述の共通性と差異性を検討するとよいと述べられている（大谷、2019、p.368）²⁹⁾。本研究では、理論記述の一つひとつに懲戒行動に対する支援の意味が内包されていると考えられる。したがって、研究参加者ごとに理論記述を行い、理論記述の共通性と差異性や相互関連性を検討して得られた意味を考察した。

4. 倫理的配慮

日本社会事業大学社会事業研究所研究倫理審査委員会にて承認を受けたのちに実施した（17-0802）。研究の目的、研究の方法、研究への参加予定期間、自由意思による研究参加、データの管理と破棄、守秘義務の遵守、個人情報管理、結果の公表の仕方およびプライバシー保全、同意の方法、同意の撤回方法、研究参加者に生じ得る不利益とその対応について口頭と文章によるインフォームド・コンセントを行った。特に、機縁法であることから同意をしないことによる不利益は一切生じないことを明確に説明した。また、インタビュー時には、特定の利用児・者に関わる事柄を質問するのではないことを説明した。研究参加者がインタビューに答える際は、研究参加者に専門職としての倫理も踏まえてもらい、個人が特定できないように話すことを依頼した。逐語録を作成後、分析および結果の公表で使用することについて同意の撤回があるかを再確認した。

IV. 結果

理論記述の共通性と差異性を検討するために、研究参加者ごとに記論記述を記載した。理論記述を並記するだけでは意味を理解しにくいと考えられた。研究参加者ごとに理論記述を比較すると共通して、支援の一般的なプロセスの一部を示すアセスメントと介入に関する理論記述があった。そこで、アセスメントと介入に係る理論記述をまとめて並記した。その他の理論記述にはその内容を示す見出しをつけた。「〈4〉テーマや構成概念」には下線を書いた。

なお、SCATによる分析過程の一部を表3に示した。

表 3 SCAT による分析 (A 氏、一部抜粋)

番号	発話者	テキスト	<1> テキスト中の注目のすべき語句	<2> テキスト中の語句の言い換え	<3> 左を説明するようなテキスト外の概念	<4> テーマ・構成概念 (前後や全体の文脈を考慮して)	<5> 疑問・課題
24	1	虐待する親をどのように援助しますか？特に懲戒行動に着目した場合について教えてください。	どのように援助しますか /懲戒行動に着目	援助の方法	懲戒行動に着目した親指導の存在	養育者の懲戒行動は正指導の具体例	質問 4-1 援助の視点に虐待の連鎖という考え方があり、育ち方やしつけの価値観の獲得過程を探ろうとしている？過去の正しい立ちは現在の親のアイデンティティに関わる部分であり、容易に変えることはできないだろう。自己否定につながることもなる。しかし、叩かれて嫌だったと語れる親は変わる余地がある。
25	2	連鎖っていうような感じで、私、そう思っているの、成育歴とかを聞きます。成育歴というのか、そういう育ち方をして、なんでそういう価値観を持ったのかという元を聞いていて。今があるのはそういうリソクをしてくれたからだという辺りでアイデンティティを保とうとしているところを。	成育歴/どういう育ち方/価値観を持ったのか/アイデンティティを保とうとしている	生い立ちの理解/アイデンティティの確認/懲戒をよとする養育親の獲得過程の確認	生い立ちのアセスメント	懲戒肯定意識形成過程の探索	
26	2	実際そのときは子どもとしてたてられて嫌だったでしょとか。そういう辺りを語れる人は変わっていきまよ、その後ね。で、やっぱりそこら辺、時間かかりますよね。言われるのは、「なんで、そのときに懲を助けてくれなかった」って、よく言われますね。だけど、私、「ごめん」と。私はここにきて、私はそのときはいなかったし分からなかった。私は今目の前にいる子を助けるしかないんだというふうな言い方をするといいから、そういうしんどさを訴えてくるというの、逆に、	嫌だったでしょとか。そういう辺りを語れる人は変わっていきまよ	本当は嫌だった体罰/体罰の自己違和感の表明	親が子どもの時に感じたつらい気持ち/体罰違和感	被懲戒による嫌悪感情への再接近	
27	1	変わる余地がありそう	変わる余地がありそう	変化可能性の探索	変化可能性の確認	支援者の変化可能性の認識	・語り手が語り終わる前に質問を挟んでいる。質問者に変化に関する仮説が同時に想起された。つまり、ネガティブな養育体験を内省し、援助者に語ることでできる人は、自分の養育体験の意味を整理し直すことができ、その結果、今、自分が育てている子どもの養育に関する認識の変化をもたらす可能性がある。
28	2	かなという話ですね。	(変わる余地がありそう)かな	変化可能性の認識	変化可能性のアセスメント	懲戒行動指導の条件としての養育者の被養育体験の語り	
29	2	体罰系の人ってどっちかっていったら几帳面な人が多いんですよ。洗濯物とか名札貼って使いやすいように。そういうこと、努力されるというか。だけど、いきすぎるというかね。	体罰系の人/几帳面な人が多い/努力される	熱心/責任感が強い/丁寧/手を抜かない	親の養育責任期待/親の務め/懲戒の歴史/親の被懲戒経験/懲戒権の付与	体罰系懲戒による養育責任完遂	・体罰をする親の特徴として「几帳面さ」をあげている。

1. A 氏の語りから得られた理論

家庭への社会的支援であり、アセスメント、保護者への介入、子どもへの介入、支援の優先性と劣後性に関するものであった。

(1) 家庭への社会的支援

児童相談所では、懲戒行動に対する社会的家庭支援が行われている。そして、子ども支援の優先性と養育者支援の劣後性がある。

懲戒行動に対する社会的家庭支援では、支援拒否による協同養育体制構築困難性があり、支援拒否による養育者支援機能発揮限界性がある。

(2) アセスメント

懲戒行動に対する社会的家庭支援では、養育者変容準備性アセスメント、子どもの心身の受傷状態アセスメント、そして、警察関与可能性アセスメントが行われる。

養育者変容準備性アセスメントでは、懲戒肯定意識形成過程の探索がなされ、体罰系懲戒による養育責任完遂といった懲戒意図理解が行われる。

(3) 保護者への介入

懲戒肯定意識形成過程の探索において、被懲戒経験に関する悲痛な語りがある。そして、被懲戒による嫌悪感情への再接近が行われる。

一貫した暴力抑止指導と子ども行動意図の翻訳がなされ、しつけモデルの実演支援が行われる。

支援の結果、適切な懲戒行動のバリエーション増加や養育関係における権力乱用の認識がある。

(4) 子どもへの介入

子どもには、スモールステップを用いた問題行動改善支援と、課題達成感による子どもの自尊心回復支援、および、懲戒意図翻訳が行われる。

2. B 氏の語りから得られた理論

子どもの権利擁護、アセスメント、保護者への介入、子どもへの介入、課題に関するものであった。

(1) 子どもの権利擁護

児童相談所では、権利擁護者としての社会化支援が行われる。それは、子どもの権利擁護のプロセスである。

(2) アセスメント

懲戒行動生起過程のアセスメント、支援による改善可能性の読み、養育者の被支援レディネス、養育能力限界性アセスメント、「再発一致死」の2次元リスクアセスメント、要保護児童の忠誠心、在宅支援能力限界性アセスメント、虐待再発リスク看過の懸念といった懲戒行動生起過程の多面的分析が行われる。

(3) 保護者への介入

児童虐待防止法の遵守の徹底性と法に基づく児相のぶれない告知姿勢³⁰⁾が求められる。虐待の世代間伝達の阻止が行われる。

子ども支援のための養育者支援である。これには、子ども支援の第1次性と養育者支援の第2次性がある。

養育者の拒否的態度や養育者との対峙関係がある。つまり、支援関係構築困難性がある。一方で、養育者の柔順的態度や養育者との協同関係がある。つまり、支援関係構築容易性がある。

しつけ意図達成に向けた協同的支援関係形成のために、しつけ意図への共感的理解と適切なしつけ方法の伝授が行われる。その際は、専門的見解の支援的利用やしつけ意図・方法の適切さ論争の回避や児相の持つ権限発動のほのめかしが行われる。

養育者自身の被虐待体験に対する被虐待体験への共感が行われる。ただし、被虐待体験のある養育者支援の第2次性という特徴があることから、多専門機関による養育者支援が行われている。

(4) 子どもへの介入

しつけ意図・方法の修正不能性が明らかな場合、子どものための社会的養護措置が選択される。その際は、分離判断過程における子どもへの配慮が行われる。

(5) 課題

児童相談において、ローカルな機関に集積された実践知伝達システムとセントラルな専門研修機関に集積された実践知伝達システムとがある。

心理職による支援モデル未確立性がある。

3. C氏の語りから得られた理論

懲戒行動改善、アセスメント、保護者への介入、課題に関するものであった。

(1) 懲戒行動改善

児童相談所では、児童相談機能のフル活用によって懲戒行動改善支援環境の構築が行われる。

(2) アセスメント

生活・環境支援の優先性と懲戒行動改善支援の劣後性があることから、生活・環境と懲戒行

動の総合的アセスメントを実施する。

懲戒目的の理解や苦痛付与しつけの激化などの懲戒行動生起過程の多角的分析が行われる。

(3) 保護者への介入

懲戒行動改善支援環境の構築では支援チームによる支援環境構築が行われる。

対話による親指導や権限発動による親指導が行われる。

通所支援と分離保護支援の駆使が行われ、しつけ方の教育やエビデンスのある養育方法の指導、しつけ要求水準の最適化や偏った養育観の修正が行われる。

個別支援単独適用の非効果性があることから、利用者にあった支援の提供が行われる。

対話を重視したテラーメイド型支援や、あるいは支援の動機づけを高めるテラーメイド型支援が行われ、支援効果が実感できる技法の選択が行われる。

パッケージ型支援への期待過大性があるものの、パッケージ型支援への非自発的参加の場合、パッケージ型支援の適用困難性がある。変化への動機づけが高い養育者にはパッケージ型支援が適する。動機付け一支援法の交互作用がある。

懲戒正当性主張による支援停滞や懲戒行動省察困難性による支援停滞によって、懲戒行動改善支援の遅延化が生じる。

懲戒不当性自覚による支援進展や懲戒行動改善宣誓による支援前進がある。

(4) 課題

心理的虐待影響評価法の未確立問題や心理的虐待ケースにおける分離保護判断躊躇性といった課題があり、効果のある実践モデル構築必要性がある。

V. 考察

本研究は、児童相談所の支援者が認識する保護者の懲戒行動への支援にはどういう意味があるのかを明らかにすることが目的であった。懲戒行動への支援の意味について、研究参加者ごとに理論記述を適宜引用して考察する。

1. 懲戒行動に関する支援の意味

(1) 懲戒行動に対する社会的家庭支援

現代では、子どもの権利侵害については法的介入の対象であり、私的領域における親の一般的懲戒行為に対する社会的支援が行われる必要がある。また、その社会的支援の範囲は社会全体であり、啓発の重要性が指摘される。とりわけ、児童福祉法に規定される児童相談所においては、不適切な養育が継承されている家庭に、子どもの権利の保障の観点による社会的支援を届ける必要がある。すなわち、体罰等が容認される家庭の変革、つまり、家庭支援が求められる。子どもの問題行動に対して養育者にのみ責任をゆだね放置するのではなく、社会的家庭支

援を積極的に提供することが求められると考えられる。

支援の実際については次のように考えられる。アセスメントに関連する理論には、リスクアセスメントに関するもの（心身の受傷状態アセスメント、警察関与可能性アセスメント）、そして、児童虐待の再発防止のための養育者支援に関するもの（養育者変容準備性アセスメント）があった。児童相談所における養育者変容準備性アセスメントでは、懲戒肯定意識形成過程の探索がなされ、体罰系懲戒による養育責任完遂といった懲戒意図理解が行われる。その際には、被懲戒経験に関する悲痛な語りがある。つまり、養育者支援には、養育者を養育の責任を果たそうとする人と見る視点があり、養育者の立場や視点から懲戒行動の生起過程を理解しようとする支援的な取り組みがあると考えられる。また、再発防止のための支援であり、一貫した暴力抑止指導が行われる。養育者の被懲戒経験に関する悲痛な語りを傾聴し、共感する一方で、支援の基本構造に法律の遵守と行政機関の責務としての一貫した暴力抑止指導があると考えられる。これは、介入による保護者との対立が支援過程の一部であるとする介入型ソーシャルワーク（津崎、2006）³¹⁾の構造と近似であると考えられる。また、千賀（2017）³²⁾によると、介入的な支援における児童相談所と保護者の関係形成プロセスにおいても、「《保護者を責めない態度》と《毅然とした態度》」によって児相の援助者は介入と支援のどちらかに偏るのではなく、両方の役割を意識しながら対応し、「《法律による三項構造化》」によって冷静な話し合いが可能となると説明されている（pp.90-91）。本研究から、支援者は一貫した暴力抑止指導を行うことで虐待や不適切な懲戒行動には毅然とした態度で妥協はしないが、支援拒否による協同養育体制構築の困難性があり、支援拒否による養育者支援機能発揮限界性があると考えられる。したがって、千賀（2017）³³⁾で概念化されているように、「《保護者を責めない態度》、すなわち「保護者を責めるのではなく相手の気持ちを受け入れることで児相が支援者であることを伝えようとする」と（p.83）で、「【対峙関係】」から「【児童相談所の役割の明確化】」を経て、「【しづしづの相談関係】」を作る必要があると考えられる（p.91）。そして、本研究からは、家族再統合に向けて養育者変容準備性アセスメントを行い、その際に体罰系懲戒による養育責任完遂といった懲戒意図理解が行われ、つまり、養育者の視点から懲戒を理解しようと努め、その過程で養育者の被懲戒経験に関する悲痛な語りがあると考えられる。本研究から得られた理論は、千賀（2017）³⁴⁾によって概念化された「【しづしづの相談関係】」から始まる「【家族再統合プログラム】」における「保護者の態度の変化を感じることで援助者に陽性感情が生じること」（p.87）、すなわち「《保護者の態度の変化》」へと展開させるための過程の説明を補完すると考えられる。支援者が機能するためには、支援者自身の否定的な感情を自覚し、不適切な懲戒を行う養育者に対して共感的に理解できるよう努めることが求められるのではないかと考えられる。

さらに考えられることは、子ども支援の優先性と養育者支援の劣後性があることを前提として支援が実施されているということである。この前提をもとに、子ども行動意図の翻訳がある。これは支援者による子どもの権利、気持ち、考えのアドヴォケイト（権利擁護）であり、子どもの心理社会的な発達の観点からの解説を含むものと考えられ、子どもの権利を保障する具体的な支援であると考えられる。一方、子どもには、養育者の懲戒意図の支援者による代弁が行

われる。このように、支援者は養育者と子どもとの関係性の改善支援を行っていると考えられる。また、しつけモデルの実演支援がある。これは、説明や解説だけでなくほめ方などを実演するものと考えられる。子どもに対してスモールステップを用いた問題行動改善支援が行われ、課題達成感による子どもの自尊心回復支援が行われる。問題行動改善支援には支援者によるしつけモデルの実演が必須であろう。養育者の被懲戒経験に関する悲痛な語りがあり、被懲戒による嫌悪感情への再接近が行われる。その悲痛な語りの際に、支援者から共感や支持され安全感と安心感があることにより被懲戒による嫌悪感情への再接近が可能となる。支援の結果、適切な懲戒行動のバリエーション増加や養育関係における権力乱用の認識がある。このように、養育者への支援では、養育者自身の傷つきに対する心理的ケアと回復、そして具体的で実用的な養育方法の教育が必要だと考えられる。

(2) 権利擁護者としての社会化支援

日本は1994年に児童の権利に関する条約に批准し、この条約と国内法規とが整合性を保てるように、児童福祉法が改正され、2020年からは家庭における体罰が禁止された。児童相談所は、児童に関するあらゆる相談とその支援や指導にあたる機関である。児童虐待から子どもを保護する機関として注目されているが、児童の保護にのみ焦点化するのではなく、子どもの人権を保障するために包括的な社会的支援を行う機関として再認識される必要があると考えられる。特に、子どもへの体罰等の人権侵害が認められる家庭に対して、養育者に体罰を用いない養育方法を教育、あるいは指導する機関として再確認される必要があると考えられる。具体的には、児童相談所は、権利擁護者としての社会化を行っている。すなわち、養育者を子どもの人権に配慮できる養育者として社会化する機関と考えられる。通常、子どもの問題行動の指導はその養育者が行う。養育者は子どもの社会化エージェントであり、養育者自身も「親としての第二の社会化過程（成人の成長・発達の過程）」にあると考えられる（天童、2018 p.54）³⁵⁾。養育者の中には教えるや諭すといった言語的な方法だけでなく、体罰等の方法によって子どもを社会化する者がいる。しかし、法律によって家庭における体罰は禁止された。これからの養育者は養育において体罰や怒鳴るなどの不適切な方法を用いるのではなく、子どもの意見を聞くなどの子どもの権利を尊重した方法を用いる親としての第二の社会化過程を経験することが求められると考えられる。

支援の実際については次のように考えられる。懲戒行動生起過程のアセスメントは、虐待再発リスク看過の懸念から「再発一致死」の2次元リスクアセスメントなどの懲戒行動生起過程の多面的分析が行われる。また、在宅支援能力限界性アセスメントを行う必要がある。そして、児童虐待防止法遵守の徹底性と法に基づく児相のぶれない告知姿勢を示すことで支援が行われる。支援は、子どもの権利擁護プロセスであることから、養育者の拒否的態度や養育者との対峙関係が生じる。つまり、支援関係構築困難性がある。一方で、養育者の柔順的態度や養育者との協同関係がある。つまり、支援関係構築容易性がある。この対峙関係から協同関係へと転じる過程は、千賀（2017）³⁶⁾による介入的文脈における相談関係作りであり、【しづの相談関係】から【家族再統合プログラム】への展開（p.91）や、介入型ソーシャルワー

ク（津崎、2006）³⁷⁾の構造と近似であると考えられる。そして、懲戒行動生起過程の多面的分析をふまえて不適切な養育方法の支援的説明が行われ、虐待の世代間伝達の阻止としつけ目標の最適化が目指される。つまり、何が不適切な養育であったのかを説明し、子どもの権利保障の観点からしつけ目標を最適化すると考えられる。さらに、しつけ意図達成に向けた協同的支援関係形成のために、しつけ意図への共感的理解が行われる。このように、しつけ意図を理解することが支援の要素の1つと考えられ、支援とは、しつけの際に何が起こり、何をしようとしたのかということ言語化する過程であると考えられる。この言語化の過程のなかで、支援による改善可能性の読み、養育者の被支援レディネス、養育能力限界性アセスメントをしているのである。そして支援者は、養育者との対峙関係から養育者との協同関係へと関係の変化を促進するために、ときには専門的見解の支援的利用やしつけ意図・方法の適切さ論争の回避や児相の持つ権限発動のほめかしなど行うことで支援がよい方向へと進むかどうかを判断しながら、養育者に共感的理解を示すといった多層的な支援を行っているのではないかと考えられる。このしつけ意図・方法の適切さ論争の回避は、どちらが正しいか、何が正しいかにこだわらず、家族再統合に向けてこれから何をを目指すのかという建設的な対話を促す可能性を示す支援技法と考えられる。このような論争を続けている間は、適切なしつけ方法の伝授は不可能だと考えられる。

千賀（2017）³⁸⁾によると、虐待を認めないケースの援助プロセスでは【虐待認知】は児相の援助プロセスの必須通過点ではなく、否認問題を迂回しても支援が可能であり、その際には【保護者の話にも耳を傾ける柔軟な対応】や【子どもの安全への焦点化】を行い、【保護者とのパートナーシップ】を築きながら【家族が主体となる安全計画作り】に取り組むことで否認問題を迂回できると述べている(pp.132-133)。この千賀の知見と同じように、対峙関係となっている場合、いったんはしつけ意図・方法の適切さ論争の回避をすることでその先へと迂回して進むことができるのではないかと考えられる。対峙関係のまま支援が行き詰まることになると、子どもの分離・保護が長期化し、家族再統合のきっかけが得られないまま、結果として子どもの権利を侵害することにもなりかねない。そのため、養育者との協同関係の形成を目指すべきである。いったんは、しつけ意図・方法の適切さ論争の回避を図り、その際には養育者自身の被虐待体験に焦点化し、被虐待体験への共感が行われることで、支援の行き詰まりを打破することも可能ではないかと考えられる。ただし、被虐待体験のある養育者支援の第2次性という特徴があることから、養育者自身の心的外傷の治療などは、多専門機関による養育者支援が行われていると考えられる。このような養育者支援の第2次性という特徴はあるが、養育者の被懲戒歴を探索し、被虐待体験への共感が行われることは養育者との協同関係の形成を促進する要素の1つではないかと考えられる。ところで、しつけ意図・方法の修正不能性が明らかな場合、子どものための社会的養護措置が選択される場合もある。その際に要保護児童の忠誠心をアセスメントすることで分離判断過程における子どもへの配慮が行われる。

(3) 懲戒行動改善支援環境の構築

児童相談所では、児童相談機能のフル活用によって懲戒行動改善支援環境の構築が行われる。

児童相談所は、相談機能、市町村援助機能、一時保護機能、措置機能を有し（千賀、2017、p.40）³⁹⁾、これらをフル活用して支援チームによる支援環境構築が行われると考えられる。このような支援の目的を達成しやすいように、懲戒行動改善支援環境の構築を行うと考えられる。また、生活・環境支援の優先性と懲戒行動改善支援の劣後性があるのは、経済状況の安定などの生活の基盤がなければ、懲戒行動改善支援どころではないケースがあるからである。このことから、通告から開始される支援において、一時保護などを駆使しながら、生活・環境と懲戒行動の総合的アセスメントを実施する。アセスメントでは、懲戒目的の理解や苦痛付与しつけの激化などの懲戒行動生起過程の多角的分析が行われる。

支援の実際については次のように考えられる。相談では、対話による親指導や権限発動による親指導が行われ、通所支援と分離保護支援の駆使が行われる。権限発動とは、支援を目的とした一時保護や親権停止の申し立てなどであると考えられる。A氏とB氏の理論記述と同様に、千賀（2017）⁴⁰⁾による介入的な文脈における相談関係の形成（pp.90-92）や、介入型ソーシャルワーク（津崎、2006）⁴¹⁾の構造と近似であると考えられる。このように、対話による親指導では、しつけ方の教育やエビデンスのある養育方法の指導、しつけ要求水準の最適化や偏った養育観の修正が行われる。

懲戒行動改善支援環境の構築では、個別支援単独適用の非効果性があることから、利用者にあった支援の提供が行われる。個別支援とは、〇〇療法などの心理支援における具体的な支援方法のことであると考えられる。ここでは、児童相談機能のフル活用があり、支援チームによる支援環境構築が目指されるのである。個別支援単独適用の非効果性があることから、対話を重視したテラーメイド型支援や、あるいは支援の動機づけを高めるテラーメイド型支援が行われ、支援効果が実感できる技法の選択が行われる。パッケージ型支援への期待過大性があるものの、パッケージ型支援への非自発的参加の場合、パッケージ型支援の適用困難性がある。変化への動機づけが高い養育者にはパッケージ型支援が適する。このように動機付け支援法の交互作用がある。つまり、児童相談所における懲戒行動改善支援とは、服の仕立て職人のようなイメージである。一人ひとりの支援への動機づけを考慮し、懲戒行動生起過程の多角的分析を行い、適切な支援を計画し、実行、評価を行う過程であると考えられる。本研究では、オーダーメイドではなくテラーメイドと理論記述されている。その理由は、児童相談所で支援の対象となっている養育者は必ずしも支援への動機づけは高くなく、支援をオーダーするというような自発的来談ではないことがあるからであると考えられる。自発的来談のように変化への動機づけが高い養育者にはパッケージ型支援が適するが、通告から始まる懲戒行動改善のための支援では、養育者がオーダーする主体者として支援者の前に現れにくく、パッケージ型支援の適用困難性がある。通告から始まる懲戒行動改善支援では、子どもの権利を保障するために養育者からのオーダーを待っている余裕はなく、むしろ、支援者側から積極的に対話による親指導や権限発動による親指導が行われ、テラーメイドな支援を提供していると考えられる。しかし、千賀（2017）⁴²⁾の介入的支援における相談関係作りで明らかのように、家族再統合プログラムをコモンセンス・ペアレンティングのような個別プログラムに限定するのではなく、家族関係を再構築していく「〈家族再統合に向けた具体的な支援〉」と定義される「【家族再統

合プログラム】があり (p.86)、そこでは「〈家族の抱えている課題や児相の援助目標について保護者と援助者で共有すること〉と定義される「《ゴールの共有》」が行われている (p.87)。さらに、千賀 (2017)⁴³⁾ は「〈虐待の再発防止というゴールに向けた保護者と援助者の協同的な相談関係〉と定義される「【パートナーシップ】」が重視されるとしている。その説明の中で、保護者との信頼関係形成を援助の目的としてしまうと虐待容認となったり、介入へのためらいが生じるので、必ずしも信頼関係にこだわらないという援助者の語りがあったことを報告している (p.89)。また、保護者との信頼関係の形成に時間をかけることで子どもの生命の危機が迫ることや保護者の意向を重視した対応をして援助の本質から外れてしまったり、子どもや関係機関との信頼関係が崩れてしまうことがあり得ると述べている (p.89)。本研究の結果から考えられることは、児童相談所による通告から始まる懲戒行動改善支援は、懲戒正当性主張による支援停滞や懲戒行動省察困難性による支援停滞によって、懲戒行動改善支援の遅延化が生じる。しかし、子どもの権利保障の観点から権限発動による親指導などが行われることによって、懲戒不当性自覚による支援進展や懲戒行動改善宣誓による支援前進がある。このことから、選択した懲戒行動の不適切性に養育者が自己認識できるように権限を活用しながら、基本的にはテラーメイド型の支援を行っていると考えられる。ただし、支援の際に、テラーメイド型なのかオーダーメイド型なのかといった支援の選択が重要ではない。つまり、あくまでも子どもの権利を保障するための支援であり、テラーメイド型の支援であっても、その支援過程のなかで少しずつ、できるかぎり子どもと保護者が参加し、対話が促進され、とくに子どもの意見が汲み取られることが志向されるとよいと考えられる。

(4) 研修・課題

児童相談所に関する研修システムは、ローカルな機関に集積された実践知伝達システムとセントラルな専門研修機関に集積された実践知伝達システムとがある。前者は児童相談所における On-the-Job Training (OJT) などの研修システムであり、後者は子どもの虹情報研修センターのような研修機関と考えられる。このような知の伝達システムを有するが、心理職による支援モデル未確立性といった課題があり、効果のある実践モデル構築必要性がある。この実践モデルとは児童相談所における基本的な心理支援の方法に関するものであり、通常、第1に選択される確率の高い支援方法のことである。また、心理的虐待影響評価法の未確立問題や心理的虐待ケースにおける分離保護判断躊躇性といった課題がある。このような課題に対して、新たな評価法やアセスメントツールの開発が求められる。しかし、発展の方向性を示すだけでは十分ではない。事例研究や調査研究を行うことで、児童相談所における基本的な心理支援が何かについて詳細に記述していく必要がある。

2. 本研究の限界と今後の課題

本研究で得られた理論記述は、実践現場で観察される支援に関する相対的な視点を提供しているにすぎない。また、理論記述には因果関係を説明しているかのような記述があるが、それらが実証されているわけではない。さらに、福祉サービスの利用促進や多職種連携に関する理

論記述はあまりなかった。

今後、懲戒行動の意味（宇野、2020）⁴⁴⁾とは何かを明確にしたうえで、懲戒行動の支援の意味をふまえた実践報告や事例研究が求められる。なぜなら、懲戒行動の意味と本研究で得られた懲戒行動の支援の意味とを区別して認識し、その認識が何かを研究することで、実践の意味を明確にできるのではないかと考えられるからである。懲戒行動の意味とは何かを明確にしないまま、懲戒行動の支援について研究することは、懲戒行動とその支援に関する認識を狭め、議論が進展しない可能性があると考えられる。今後の研究では、実践家が理論記述を分析概念として現場で活用し、その結果を実践報告や事例研究にまとめることが求められる。そうすることで、本研究で得られた理論記述の妥当性も確認できると考えられる。

VI. 結論

本研究の目的は、児童相談所の支援者が認識する保護者の懲戒行動への支援にはどういう意味があるのかを明らかにすることが目的であった。児童相談所における懲戒する保護者への支援とは、懲戒行動に対する社会的支援、権利擁護者としての社会化支援、懲戒行動改善支援環境の構築であると考えられた。懲戒する親には、暴力の再発防止指導だけでなく、被懲戒の個人史に焦点化した心理的支援を行うことが示唆された。また、子どもの権利を保障する養育者となるように社会化支援を行うことであることが示唆された。さらに、専門性の高いテラーメイドな支援を提供することであることが示唆された。

謝辞

本研究は、科学研究費助成事業 17H02610（研究代表者、藤岡孝志）の助成を受けた。本研究に賛同いただき快く協力いただいた Z 児童相談所の所長、A 氏、B 氏、C 氏に心より感謝申し上げます。

文献

- 1) 千賀則史 (2016). 虐待を認めないケースに対する児童相談所の援助プロセスに関する質的研究：TEA（複線径路等至性アプローチ）を用いて。子ども家庭福祉学、(16)、57-67.
- 2) Kahane, T., Butchart, A., Harvey, A. P., Mian, M., & Fūrniſs, T. (2006). Preventing child maltreatment: a guide to taking action and generating evidence. World Health Organization and International Society for Prevention of Child Abuse and Neglect. (小林美智子 (監修) 藤原武男・水木理恵 (監訳) (2011). エビデンスに基づく子ども虐待の発生予防と防止介入：その実践

とさらなるエビデンスの創出に向けて (p.74) 明石書店)

- 3) Modig, C. (2009). Never Violence - Thirty Years on from Sweden' s Abolition of Corporal Punishment Government Offices of Sweden and Save the Children Sweden.
- 4) 厚生労働省 (2019). 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律 (令和元年法律第 46 号) Retrieved from https://www.mhlw.go.jp/content/01kaisei_sinkyu.pdf (2019 年 8 月 16 日)
- 5) 増沢高 (2021). 児童虐待の現状と展望 一般社団法人日本公認心理師協会 (監修) 高橋幸市・徳丸享・増沢高 (編集) 児童虐待における公認心理師の活動 (p.12) 金剛出版
- 6) 高橋幸市 (2021). 児童相談所における公認心理師の活動 一般社団法人日本公認心理師協会 (監修) 高橋幸市・徳丸享・増沢高 (編集) 児童虐待における公認心理師の活動 (p.87) 金剛出版
- 7) 前掲 6) p.87
- 8) 前掲 2) p.75
- 9) 前掲 2) pp.37-38
- 10) 宇野耕司 (2020). 懲戒ではなく虐待である—児童相談所職員からみた保護者の懲戒の意味に関する研究、日本社会事業大学研究紀要、66、59-78.
- 11) セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン (2021). 子どもの体やこころを傷つける罰のない社会を目指して 2021 年版子どもに対するしつけのための体罰等の意識・実態調査結果報告書 公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
- 12) Fricker, M. (2007). *Epistemic injustice: Power and the ethics of knowing*. Oxford University Press.
- 13) 佐藤邦政 (2019). 解釈的不正義と行為者性—ミランダ・フリッカーによる解釈的不正義の検討を中心に、倫理学年報、68、247-261.
- 14) 前掲 13)
- 15) 前掲 13)
- 16) 中村正 (2020). 男たちの「暴力神話」と脱暴力臨床論—家庭内暴力の加害者心理の理解をもとにして、子どもの虐待とネグレクト、22 (1)、50-56.
- 17) 前掲 10)
- 18) 前掲 10)
- 19) 大谷尚 (2019). 質的研究の考え方：研究方法論から SCAT による分析まで 名古屋大学出版会
- 20) 再掲 18) p.271
- 21) 再掲 18) p.271
- 22) 再掲 18) pp.278-280
- 23) 再掲 18) pp.281-282

- 24) 再掲 18) p.308
- 25) 再掲 18) p.311
- 26) 再掲 18) pp.308-327
- 27) 再掲 18) p.324
- 28) 再掲 18) p.368
- 29) 再掲 18) p.368
- 30) 児相とは児童相談所のことである。以下、同じ
- 31) 津崎哲郎 (2006). 児童相談所をめぐる問題、子どもの虐待とネグレクト、8 (3)、362-369.
- 32) 千賀則史 (2017). 介入的な文脈における相談関係作り 子ども虐待対応家族再統合に向けた心理的支援—児童相談所の現場実践からのモデル (pp.90-91) 明石書店
- 33) 再掲 32) p.83、p.91
- 34) 再掲 32) p.87
- 35) 天童睦子 (2018). 親になる過程—親役割の取得 田中理恵 (編著) 現代の家庭教育 (p.54) 放送大学教育振興会
- 36) 再掲 32) p.91
- 37) 再掲 31)
- 38) 再掲 32) pp.132-133
- 39) 再掲 32) p.40
- 40) 再掲 32) pp.90-92
- 41) 再掲 31)
- 42) 再掲 32) pp.86-87
- 43) 再掲 32) p.89
- 44) 前掲 10)